証券コード　3137
2020年６月５日

株　主　各　位

東京都北区赤羽二丁目51番３号
株式会社ファンデリー
代表取締役　阿　部　公　祐

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年６月22日（月曜日）午後６時までに**到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月23日（火曜日）午前10時（午前９時開場）

２．場　　所　東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタンエドモント　２階「万里」

３．目的事項

報告事項　第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fundely.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎**株主総会終了後、当社健康食宅配サービス『ミールタイム』の商品試食会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止させていただきます。**

◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、当社役職員及び係員に対して、マスクの着用その他感染拡大予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.fundely.co.jp/）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、輸出を中心に弱さが見られたものの、堅調な企業収益を背景とした雇用・所得環境の改善が継続し、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、国内における、人手不足の深刻化による人件費や物流費の上昇、消費増税の個人消費への影響などに加え、感染が拡大している新型コロナウイルス感染症により、国内外において経済活動への影響が懸念され、景気の先行き不透明感は一層強まる状況となりました。

当社が属する食事宅配市場は、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、女性の社会進出、高齢者を中心とする買物弱者の増加といった社会的背景もあり、宅配需要が増加しているため堅調に推移しております。

当社が主な顧客としている生活習慣病患者は年々増加傾向にあり、また、少子高齢化が進むことにより65歳以上の高齢者のみの世帯が増加するなど市場の成長が見込める経営環境となっております。そのため、食事宅配市場を今後の更なる成長が見込める有望市場と捉えて、新規参入する企業が増加しており、引き続き競争の激化が進んでおります。また、食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心が一層高まる中、企業の管理体制の徹底が求められております。

このような環境の中、当社では「一人でも多くのお客様に健康で楽しい食生活を提案し、豊かな未来社会に貢献します」という企業理念を念頭に、当社の強みである管理栄養士・栄養士によるきめ細かい栄養相談を活かして、お客様にとって価値の高い商品及びサービスを提供し、品質向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,348,269千円（前期比1.4％減）、営業利益は539,883千円（前期比24.3％減）、経常利益は536,749千円（前期比23.2％減）、当期純利益は345,375千円（前期比21.8％減）となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりであります。

(ＭＦＤ事業)

当事業におきましては、従来より実施している季節ごとの商品入れ替えのみならず、糖尿病、高血圧など食事療法を必要とされる方に向けた新商品を積極的に開発、また、全国の医療機関等へ当社及びサービス認知度の向上にむけた取り組みによる紹介ネットワークの拡大と深耕を通して新規顧客の獲得に努めました。

さらに、当社の管理栄養士・栄養士がお客様の疾病、制限数値、嗜好に合わせて食事を選び定期購入できるサービス「栄養士おまかせ定期便」への積極的な移行を中心として販売に注力しました。

一方で、物流費の上昇や新工場の稼働に伴う初期費用が発生したものの、紹介ネットワークを通じた顧客獲得が当初の想定を下回り、また、新商品『旬をすぐに』の販売が来期にずれ込んだ結果、売上高は2,989,916千円(前期比0.5%増)、セグメント利益(営業利益)は613,581千円(前期比17.3%減)となりました。

(マーケティング事業)

当事業におきましては、健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム　ファーマ』の２誌による広告枠の販売、また、紹介ネットワークを活用した業務受託において複数の案件を獲得しました。しかしながら、前事業年度と比較し、大型案件が減少した結果、売上高は358,352千円(前期比14.5%減)、セグメント利益(営業利益)は250,415千円(前期比19.2%減)となりました。

事業別売上高

区　分	前期		当期		前期比増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
ＭＦＤ事業	2,975,742	87.7	2,989,916	89.3	14,173	0.5
マーケティング事業	419,084	12.3	358,352	10.7	△60,731	△14.5
合　計	3,394,826	100.0	3,348,269	100.0	△46,557	△1.4

(注) 構成比は小数第２位を四捨五入して算出しております。

⑵　設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、4,344,118千円であります。

その主なものは、埼玉工場（埼玉県本庄市）の新設4,340,699千円であります。

また、当事業年度後１年間の設備投資計画の投資予定金額は、480,000千円であります。

⑶　資金調達の状況

当事業年度中に、新工場の建設費用として、金融機関より借入金3,850,000千円の調達を実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑻　対処すべき課題

当社は、ヘルスケア総合企業を目指して、お客様に満足度の高い商品及びサービスを提供することにより、中長期的には更なる収益力の向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

①　「栄養士おまかせ定期便」顧客数の拡大

当社は、お客様の健康状態の改善、特に血液検査の数値を改善していただくことを目指しており、そのためには当社の健康食を継続的にご利用いただくことが効果的であると考えております。

当社では、ご注文の電話に必ず栄養士が対応し、お客様一人ひとりの身体に合った商品を当社の栄養士が選んでお届けしており、さらには栄養士が直接電話でのカウンセリングも随時受け付けている点で競合他社との差別化を図っております。

当社では、電話による注文受付とは別に、お客様に手間なく当社の商品を継続購入していただくことで健康改善につなげていただけるよう、「栄養士おまかせ定期便」という定期購入サービスを提供しております。　定期購入を利用するお客様を増加させること及び離脱率を低下させることで、当社商品の購入数の増加が見込まれます。定期購入をしていただくことで、お客様の健康改善に貢献できるとともに、当社の売上・利益が増加し、業績にも大きく影響いたします。当社は従来どおり定期購入顧客数の拡大を目指しております。

②　紹介ネットワークの拡大・深耕

当社は､紹介ネットワークを通じて健康食通販カタログ『ミールタイム』を配布しており、お客様を獲得するための主たる手段となっております。紹介ネットワークにおいて、いかに当社のカタログを患者様に配布いただくかによって、当社の新規顧客数が大きく左右され、業績にも大きく影響いたします。当社は従来どおり紹介ネットワークを拡大していくとともに、各紹介ネットワークにおいてカタログを配布いただくような働きかけを強化してまいります。

③　顧客層の拡大

当社は、健康改善したい方を主要な顧客ターゲットとしております。それゆえ、顧客層は必然的に健康状態に疑義がある方が多いと推測される高齢のお客様に偏っているのが現状であります。

会社規模を拡大していくには、現状手薄となっている若年層のお客様を取り込んでいく必要があると考えております。また、健康状態に疑義がある方のみでなく、疾病予防の観点から、健康な方もお客様として取り込んでいく必要があると考えております。今後、これらに対する施策に取り組み、更なる収益獲得機会の拡大を図ってまいります。

④　商品開発の充実

当社は、糖尿病・脂質異常症・高血圧・痛風・メタボの方向けの「ヘルシー食」「ヘルシー食多め」、腎臓病・糖尿病性腎症・透析の方向けの「たんぱく質調整食」、咀嚼・嚥下が困難な方向けの「ケア食」を大きな分類として、商品を販売しております。また、素材にこだわった新商品『旬をすぐに』を近い将来に販売開始予定であります。

しかしながら、商品分類によっては商品の品揃えが充実していないこと、商品に使用されている食材の多様性・美味しさについて改善の余地があることなど商品価値を向上すべき点は少なくありません。これらを改善していくことで、今後もお客様の満足につながる商品開発に取り組んでまいります。

⑤　コスト削減

当社は、商品販売価格の大幅値下げを行うなど、価格面でも顧客満足の向上に努めており、今後もこの方針で取り組んでいくものと考えております。それに対応すべく当社としては、コスト削減を徹底することにいたしており、具体的には委託先企業との価格交渉、外部委託業務の内製化、一般経費の削減等を検討しております。

⑥　人材教育体制の強化

人材の確保は、売上や顧客数、紹介ネットワーク数の増加、業務効率化の推進等の、業績向上の大きな要因となっております。採用した人材は、技術、知識を十分に兼ね備えた人材として教育できる体制を整えており、能力の向上を目的とした社内研修、外部からの講師を招いての講演会も積極的に行っております。今後も当社の業容の拡大に合わせた教育体制をさらに発展させてまいります。さらに、従業員のスキルにあったカリキュラムを構築し、全従業員がさらにステップアップできる教育体制を強化してまいります。

⑼　財産及び損益の状況

区　　分	第17期 (2017年3月期)	第18期 (2018年3月期)	第19期 (2019年3月期)	第20期(当期) (2020年3月期)
売　　上　　高(千円)	3,227,160	3,306,281	3,394,826	3,348,269
経　常　利　益(千円)	616,614	651,990	699,038	536,749
当 期 純 利 益(千円)	394,610	420,703	441,694	345,375
1株当たり当期純利益(円)	62.02	66.04	69.20	53.81
総　　資　　産(千円)	2,240,791	2,677,153	4,279,469	8,713,303
純　　資　　産(千円)	1,860,826	2,282,029	2,734,376	3,096,679
1株当たり純資産(円)	292.10	358.03	426.85	477.13

(注)　1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。

⑽　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑾　主要な事業内容

①　ＭＦＤ事業

糖尿病、脂質異常症、高血圧、腎臓病などの生活習慣病患者様やその予備軍の方々へ向けた、エネルギーや塩分、たんぱく質等を調整した健康食の宅配事業を行っております。健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム　ファーマ』を、全国約21,000ヶ所の紹介ネットワーク（医療機関、調剤薬局、保健所、介護施設等）にて設置・配布いただき、受け取った個人の方々にご注文いただいております。

カタログ発行に加えて、健康食通販のオンラインショップを開設しており、これらの媒体を通じて、電話・ＦＡＸ・ＷＥＢ・定期にて健康食を販売しております。

また、当社初の生産拠点である新工場が竣工し、素材にこだわった新商品『旬をすぐに』を近い将来に販売開始予定でございます。

② マーケティング事業

食品メーカー等のマーケティング支援サービスを提供しております。当社が発行している健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム　ファーマ』における誌面広告枠の販売、食品メーカー等の市販商品を当社の紹介ネットワークを活用してサンプリングを実施するなどの業務受託、及び医療機関で働く管理栄養士が考案した健康食のレシピ情報サイト『はちまるレシピ』、食や健康に関する情報配信サービス『ポイント家電』の運営を行っております。

⑿ 主要な営業所及び工場

本社（東京都北区）

大阪支社（大阪府大阪市淀川区）

⒀ 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名	13名増	28.8歳	3.8年

（注）1．平均年齢及び平均勤続年数は、小数第２位を四捨五入して表示しております。
2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト及び派遣社員をいう）は含んでおりません。

⒁ 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	5,000,000千円

（注）1．当社は、新工場建設費用の調達を行うため、貸越極度額5,000,000千円の特別当座貸越契約を株式会社みずほ銀行と締結しております。
2．当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は5,000,000千円であります。

⒂ その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

⑴　発行可能株式総数　　25,300,000株

⑵　発行済株式の総数　　6,455,100株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は71,100株増加しております。

⑶　株主数　　3,211名

⑷　大株主

株主名	持株数	持株比率
阿　部　公　祐	4,044,100株	62.65%
宮　入　知　喜	201,000株	3.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	105,200株	1.63%
利　川　美　緒	78,300株	1.21%
阿　部　ふ　よ　う	66,000株	1.02%
岡　崎　　博	64,700株	1.00%
阿　部　恵　一	59,000株	0.91%
阿　部　美　子	42,000株	0.65%
中　山　慶　一　郎	36,000株	0.56%
中　山　隆　弘	33,500株	0.52%

（注）持株比率は小数第３位を四捨五入して算出しております。

⑸　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		2018年２月15日
新株予約権の数		360個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　36,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり146,800円 (１株当たり1,468円)
権利行使期間		2019年７月１日から 2024年６月30日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　　360個 目的となる株式数　36,000株 保有者数　　３人

(注) １．新株予約権者は、2019年３月期から2023年３月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、条件を充たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使期間の末日までに行使することができる。なお、新株予約権者は、当該各号のいずれかを行使することができ、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
①営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%
②営業利益が2,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%
なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

２．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、上記①又は②の条件を達成した後に、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と割当者との間に締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	阿　部　公　祐	経営管理本部長
常務取締役	宮　入　知　喜	ＭＦＤ事業部長
取　締　役	利　川　美　緒	マーケティング事業部長
取　締　役	山　崎　雄　一	―
常勤監査役	村　木　和　彦	―
監　査　役	成　願　隆　史	公認会計士成願隆史事務所　所長 株式会社エプコ　社外取締役（監査等委員） 株式会社ビーブレイクシステムズ　社外取締役
監　査　役	島　田　直　樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ　代表取締役 杉田エース株式会社　社外取締役

（注）1．取締役山崎雄一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2．常勤監査役村木和彦氏、監査役成願隆史氏及び監査役島田直樹氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3．監査役成願隆史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．監査役成願隆史氏は、2020年３月26日付で株式会社エプコの社外取締役（監査等委員）を退任しております。

5．2020年３月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
執　行　役　員	杉　田　雅　治	経理部長

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	員　数	報酬等の額
取　締　役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	72,245千円 (6,000千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	21,300千円 (21,300千円)
合　計 (うち社外役員)	7名 (4名)	93,545千円 (27,300千円)

(注)　１．取締役の報酬限度額は、2013年６月25日開催の第13回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、2013年６月25日開催の第13回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

⑷　社外役員に関する事項

①　他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
取　締　役	山　崎　雄　一	―	―
監　査　役	村　木　和　彦	―	―
監　査　役	成　願　隆　史	公認会計士成願隆史事務所 株式会社エプコ 株式会社ビーブレイクシステムズ	所長 社外取締役（監査等委員） 社外取締役
監　査　役	島　田　直　樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 杉田エース株式会社	代表取締役 社外取締役

(注)　１．監査役成願隆史氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

２．監査役島田直樹氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	山　崎　雄　一	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席し、上場企業で培われた幅広い経験と見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監　査　役	村　木　和　彦	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また、監査役会には、13回中13回出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、適宜発言を行っております。
監　査　役	成　願　隆　史	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また、監査役会には、13回中13回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監　査　役	島　田　直　樹	当事業年度に開催された取締役会には、17回中16回、また、監査役会には、13回中12回出席し、企業経営に関する豊富な経験と見識を活かして、経営全般にわたり種々の助言・提言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶　子会社の監査の状況
該当事項はありません。

⑷　責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑸　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

⑴　職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⓐ　「企業理念及び行動規範」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。

ⓑ　「内部通報規程」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。

ⓒ　業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

ⓓ　「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑷ 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を制定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。

⑹ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講ずる。

⑹ 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑷ 取締役会は毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要事項について審議・決定を行う。

⑹ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を含めた、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

⒜　信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

⒝　財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

⒞　財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

⒜　監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

⒝　当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

⒜　取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとする。

⒝　内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門は、監査役に対して報告を行う。

⒞　取締役及び使用人は、監査役から業務施行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告を行わなければならない。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⒜　監査役は、会計監査人、及び内部監査担当部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。

⒝　監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、意見・情報の交換を行い、監査役監査の充実を図る。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直すとともに、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

取締役会は、社外取締役１名を含む取締役４名で構成し、監査役３名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

内部監査担当部門は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役に報告しました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査担当部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。また、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員・その他使用人と対話を行い、内部監査担当部門、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、リスク・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

⑶　株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑷　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、利益配分につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年１回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。当事業年度の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、経営成績・財政状態を勘案したうえで、１株当たり期末配当を３円とすることを、2020年５月15日の取締役会で決議しております。

また、次期の配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり期末配当を３円とさせていただく予定であります。

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**2,682,416**
現金及び預金	1,923,057
売掛金	209,669
商品	196,889
仕掛品	1,621
貯蔵品	7,072
前払費用	52,175
その他	291,990
貸倒引当金	△60
固定資産	**6,030,887**
有形固定資産	**5,966,295**
建物	16,248
減価償却累計額	△11,954
建物(純額)	4,293
工具、器具及び備品	27,776
減価償却累計額	△16,545
工具、器具及び備品(純額)	11,230
土地	516,725
建設仮勘定	5,434,045
無形固定資産	**3,856**
商標権	2,506
ソフトウエア	1,350
投資その他の資産	**60,734**
敷金	30,850
差入保証金	6,617
繰延税金資産	23,267
資産合計	**8,713,303**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**5,611,158**
買掛金	112,137
短期借入金	5,000,000
未払金	384,454
未払費用	20,661
未払法人税等	62,733
預り金	7,644
賞与引当金	23,526
固定負債	**5,465**
資産除去債務	5,465
負債合計	**5,616,624**
(純資産の部)	
株主資本	**3,079,936**
資本金	**279,703**
資本剰余金	**229,703**
資本準備金	229,703
利益剰余金	**2,570,529**
その他利益剰余金	2,570,529
繰越利益剰余金	2,570,529
新株予約権	**16,743**
純資産合計	**3,096,679**
負債及び純資産合計	**8,713,303**

損 益 計 算 書

自　2019年4月1日　　至　2020年3月31日

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
売　上　高		**3,348,269**
売　上　原　価		**1,332,328**
売　上　総　利　益		**2,015,940**
販売費及び一般管理費		**1,476,056**
営　業　利　益		**539,883**
営　業　外　収　益		
受　取　手　数　料	882	
雑　収　入	952	1,834
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	4,960	
雑　損　失	8	4,968
経　常　利　益		**536,749**
税　引　前　当　期　純　利　益		**536,749**
法人税、住民税及び事業税	188,276	
法　人　税　等　調　整　額	3,098	191,374
当　期　純　利　益		**345,375**

株主資本等変動計算書

自　2019年4月1日　　至　2020年3月31日

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	274,939	224,939	224,939	2,225,154	2,225,154	2,725,033
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	4,763	4,763	4,763			9,527
当期純利益				345,375	345,375	345,375
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	4,763	4,763	4,763	345,375	345,375	354,902
当期末残高	279,703	229,703	229,703	2,570,529	2,570,529	3,079,936

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	9,343	2,734,376
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		9,527
当期純利益		345,375
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,400	7,400
当期変動額合計	7,400	362,302
当期末残高	16,743	3,096,679

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	４～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウエア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

⑷ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(当座貸越契約)

当座貸越極度額	5,000,000千円
借入実行残高	5,000,000千円
差引額	－千円

3．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,384,000	71,100	－	6,455,100

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権行使による増加　71,100株

⑵ 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年６月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,365千円	3.00円	2020年３月31日	2020年６月24日

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　83,400株

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、設備投資に係る資金を金融機関からの借入により調達しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は概ね２ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスクの管理

営業債権については、一般顧客分につきましては、主に決済方法を前払いや代引またはクレジットカード決済に限定することにより低減されております。対企業の債権につきましては「与信管理規程」に沿って取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。敷金についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

b.市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入により設備投資に係る資金を手当てしており、変動金利による調達があります。担当部署で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,923,057	1,923,057	－
② 売掛金	209,669	209,669	－
③ 敷金	30,850	30,926	76
資産計	2,163,576	2,163,653	76
① 買掛金	112,137	112,137	－
② 短期借入金	5,000,000	5,000,000	－
③ 未払金	384,454	384,454	－
負債計	5,496,592	5,496,592	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

すべて短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 敷金

主としてオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

① 買掛金、② 短期借入金、③ 未払金

すべて短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

差入保証金（貸借対照表計上額 6,617千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、新株予約権、未払事業税であります。

７．関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	477円13銭
１株当たり当期純利益	53円81銭

9．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、2020年３月16日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、次のとおり取得いたしました。

当事業年度の末日後における取得の状況

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得した株式の総数	23,200株
③取得価額	19,976千円
④取得日	2020年５月７日

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

株式会社ファンデリー
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　今　井　仁　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファンデリーの2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の遂行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去または軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び埼玉工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月15日

株式会社ファンデリー　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　村　木　和　彦　㊞

監　査　役（社外監査役）　成　願　隆　史　㊞

監　査　役（社外監査役）　島　田　直　樹　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金３円　　総額19,365,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月24日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため１名増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	**再任** 阿部公祐 (1972年11月15日生)	1996年４月　朝日火災海上保険株式会社（現 楽天損害保険株式会社）入社 2000年９月　当社設立 代表取締役 2016年２月　代表取締役 経営管理本部長（現任）	4,044,100株
2	**再任** 宮入知喜 (1977年10月７日生)	2000年４月　光明理化学工業株式会社 入社 2006年６月　当社入社 2008年１月　取締役 ミールタイム事業部長 2009年４月　取締役 メディア事業部長 2009年６月　取締役 ＭＦＤ事業部長 2010年１月　取締役 経営管理部長 2010年７月　常務取締役 ＭＦＤ事業部長（現任）	201,000株
3	**再任** 利川美緒 (1981年３月３日生)	2001年４月　当社入社 2010年７月　取締役 マーケティング事業部長 2014年10月　取締役 マーケティング事業担当 2015年４月　取締役 マーケティング事業部長（現任）	78,300株
4	**新任** 茅野智憲 (1983年10月16日生)	2008年12月　あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 2012年９月　公認会計士登録 2013年３月　当社入社 2016年９月　人事総務部長（現任）	7,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式数
5	**再任** **社外取締役** **独立役員** 山崎 雄一 (1948年7月12日生)	1971年４月 1996年12月 2000年６月 2002年12月 2005年４月 2008年12月 2012年５月 2016年６月	松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 同社 東北営業部 東北電器営業所長 同社 東部電器営業部 首都圏電器営業所長 同社 東部電器新需要マーケティンググループ長 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社） 転籍 NWM本部新需要マーケティング担当部長 株式会社ヒューレックス アドバイザー 株式会社ワイルド・ライフ・コーポレーション 部長 当社 社外取締役（現任）	―株
	（社外取締役候補者とした理由） 山崎雄一氏は、パナソニック株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、これらを当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。			

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．阿部公祐氏は、当社の経営を支配している者であります。
３．山崎雄一氏は、社外取締役候補者であります。
４．山崎雄一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
５．当社は山崎雄一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6．当社は山崎雄一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役村木和彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
再任 **社外監査役** **独立役員** 村木和彦 (1953年１月４日生)	1976年４月　日本電気株式会社 入社 2003年10月　同社 パーソナルソリューション企画本部長代理 2005年７月　同社 ＢＩＧＬＯＢＥ事業本部事業開発統括マネージャー 2005年11月　埼玉日本電気株式会社 経営企画統括部長 兼 経営企画室長 2006年６月　同社 取締役 経営企画室長 2010年４月　同社 取締役 経営企画統括部長 2010年６月　ＮＥＣフィールディング株式会社 監査役 2014年６月　日本電気株式会社 経営企画本部 嘱託 2014年６月　株式会社ＮＥＣ情報システムズ 監査役 2014年６月　株式会社ＮＥＣライベックス 監査役 2016年６月　当社 常勤社外監査役（現任）	―株

（社外監査役候補者とした理由）

村木和彦氏は、日本電気株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．村木和彦氏は、社外監査役候補者であります。

3．村木和彦氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
4．当社は村木和彦氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5．当社は村木和彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

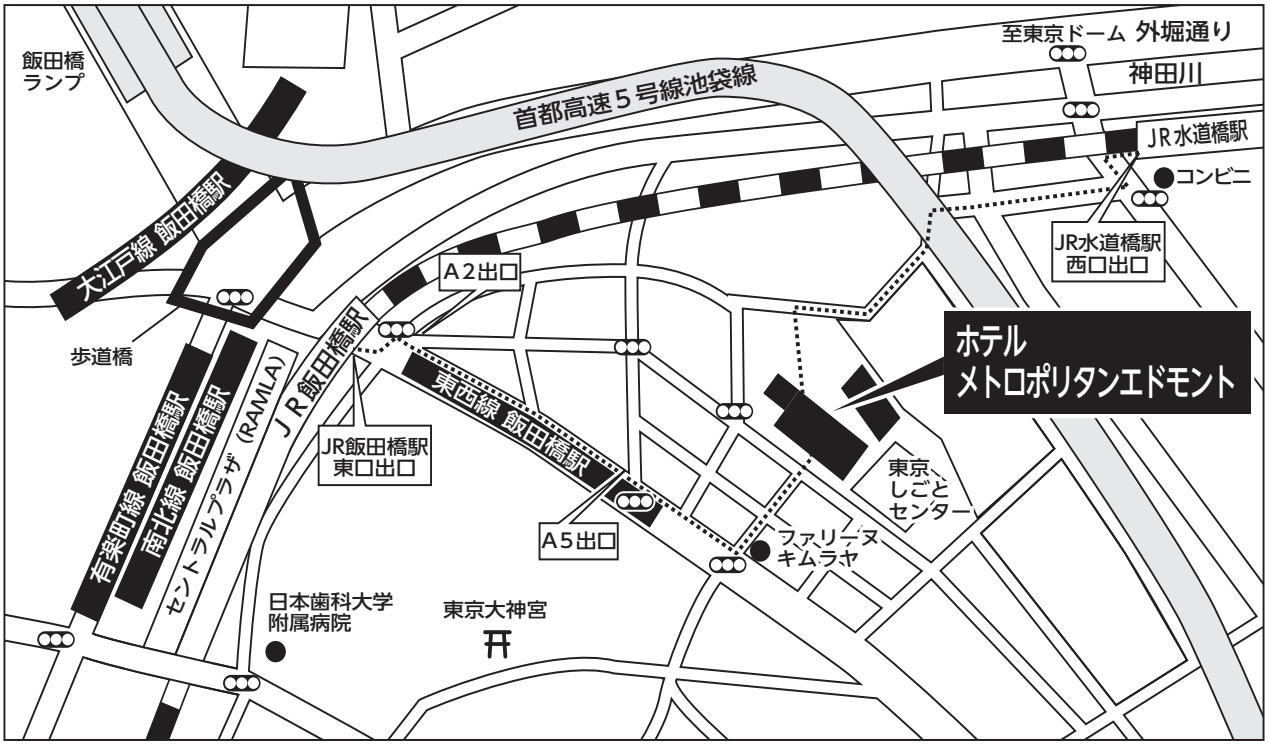

会　場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
　　ホテルメトロポリタンエドモント　２階「万里」
　　TEL 03-3237-1111

最寄駅：・ＪＲ飯田橋駅東口より徒歩約５分
　　・地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線　飯田橋駅Ａ２出口より徒歩約５分
　　・地下鉄東西線　飯田橋駅Ａ５出口より徒歩約２分
　　・ＪＲ水道橋駅西口より徒歩約５分

●会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。